

2009.7.29

大和総研制度調査部

吉井 一洋

「金融商品会計の見直しに関する論点整理」へのコメント

売却可能金融資産（「その他有価証券」）の分類維持の適否

◎論点整理の 61 項（2）及び 62 項の内容について、下記の点から反対である。

- ①株式のような将来キャッシュ・フローの予測が困難な金融商品は、時価（公正価値）での評価がより適切であると思われること
- ②売却に事業上の制約があるとはいえ、法令上、売却が禁止されているわけではなく、いざとなれば時価（公正価値）で売却して益出し等による損益の操作が可能であること
- ③一般の事業投資と異なり、時価（公正価値）の入手が容易であること
- ④62 項では、時価（公正価値）を注記で開示すればいいとの考え方が示されている。しかし、四半期報告書では、現実には、時価情報はほとんど注記されていない。また、財務諸表に計上している場合と、注記で開示している場合とでは、マスコミ等の取扱いも異なるし、注記での開示の場合は、利用者の情報加工の手間もかかる。即ち、注記の場合、情報の伝達の範囲は、財務諸表に計上する場合と比較して明らかに狭いし、情報伝達の頻度・速度も劣る。金融商品取引法で投資家保護の一層の充実を図っている現状において、財務諸表に計上している情報を注記に落とすことは時代に逆行するといえる。

◎仮に、売却に制約がある株式について特別の取扱いが必要というのであれば、IASB が 7 月に公表した評価分類の公開草案に倣い、企業が売却に制約があるとして指定した株式は売却益の計上を認めないこととし、益出しによる損益操作を防止してはどうか？ 62 項ではリサイクリングがなくなることをメリットとしてあげているが、IASB の公開草案の方法によっても、リサイクリングも行なわれなくなる。

◎いずれにしろ、61 項、62 項については、IASB の公開草案の考え方も踏まえて、再検討すべきであろう。

◎59 項の債券の分類についても、IASB 公開草案のようなビジネス・モデルに基づく区分を検討してはどうか？

減損

◎91 項で紹介されている SFAS115-2 のような、売却が想定されていない債券について、信用損失部分のみを減損として損失計上する処理は、下記の点から妥当でないと思われる。

- ①売却が想定されていないとはいえ、売却により時価（公正価値）を実現することは可能であること
- ②信用リスク部分とそれ以外の部分の区分が明確ではなく、恣意的な処理が行われる可能性があること